

奈良工業高等専門学校施設整備委員会規程

平成14年4月1日制定

平成31年3月7日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 施設（土地，建物，工作物をいう。以下同じ。）の将来計画に関する事。
- 二 施設の整備・管理に関する事。
- 三 施設の有効利用及び評価に関する事。
- 四 防災計画に関する事。
- 五 防災設備の強化及び改善に関する事。
- 六 防災思想の普及、徹底に関する事。
- 七 その他防災に関する事。
- 八 独立行政法人国立高等専門学校機構が定める「高専機構環境方針」に基づく環境方針・環境目的及び目標の設定とその推進に関する事。
- 九 環境報告書に関する事。
- 十 環境保全活動に関する事。
- 十一 その他環境に関する事。

2 委員会は、前項に掲げる事項について、全校的観点から審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 各主事
- 三 専攻科長
- 四 校長補佐（総務担当）
- 五 一般教科及び専門各学科主任
- 六 事務部長
- 七 各課長
- 八 総務課課長補佐（会計担当）
- 九 総務課施設担当事務職員
- 十 その他委員長が必要と認めた者

(委員長及び委員長補佐)

第4条 委員会に委員長及び委員長補佐を置く。

- 2 委員長は校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長補佐は、校長補佐（総務担当）をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、前項の委員長補佐のほか前条第二号から第五号までに掲げる者（第四号に掲げる者を除く。）又は第十号に掲げる者のうちから委員長補佐を指名することができる。
- 6 委員長補佐は委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長又は委員長補佐が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(環境マネジメント組織)

第6条 委員会の下に、環境マネジメントを組織する。

2 環境マネジメント組織は、別表のとおりとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校環境委員会規程（平成18年2月9日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

環境マネジメント組織図

